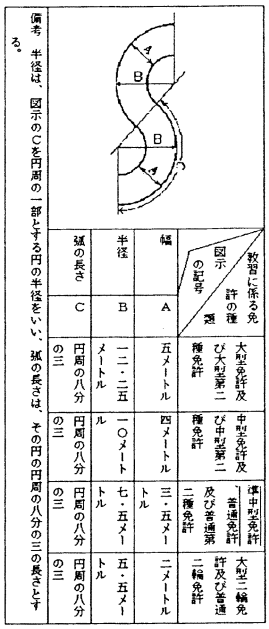
曲線コース

一　教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。



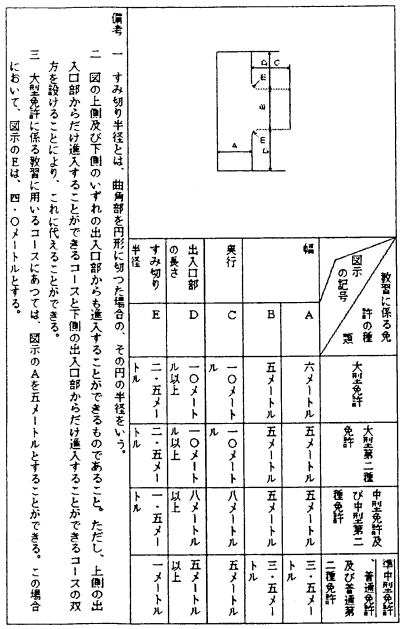
教習に係る免許の種類 ＼ 図示の記号	幅 A	半径 B	弧の長さ C
大型免許及び大型第二種免許	五メートル	一二・二五メートル	円周の八分の三
中型免許及び中型第二種免許	四メートル	一〇メートル	円周の八分の三
準中型免許及び普通免許及び普通第二種免許	三・五メートル	七・五メートル	円周の八分の三
大型二輪免許及び普通二輪免許	二メートル	五・五メートル	円周の八分の三

備考　半径は、図示のCを円周の一部とする円の半径をいい、弧の長さは、その円の円周の八分の三の長さとする。

二　舗装されていること。

方向変換コース

一　教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。



教習に係る免許の種類 ＼ 図示の記号	幅 A	奥行 C	出入口部の長さ D	すみ切り半径 E
大型免許	六メートル	一〇メートル	一〇メートル以上	二・五メートル
大型第二種免許	五メートル	一〇メートル	一〇メートル以上	二・五メートル
中型免許及び中型第二種免許	五メートル	八メートル	八メートル以上	一・五メートル
準中型免許及び普通免許及び普通第二種免許	三・五メートル	五メートル	五メートル以上	一メートル

備考　一　すみ切り半径とは、曲角部を円形に切った場合の、その円の半径をいう。

二　図の上側及び下側のいずれの出入口部からも進入することができるものであること。ただし、上側の出入口部からだけ進入することができるコースと下側の出入口部からだけ進入することができるコースの双方を設けることにより、これに代えることができる。

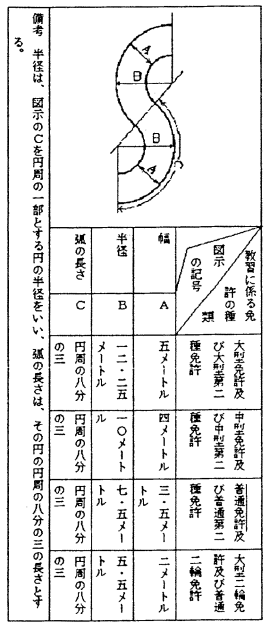
三　大型免許に係る教習に用いるコースにあつては、図示のAを五メートルとすることができる。この場合において、図示のEは、四・〇メートルとする。

二　舗装されていること。

備考　［略］

曲線コース

一　教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。



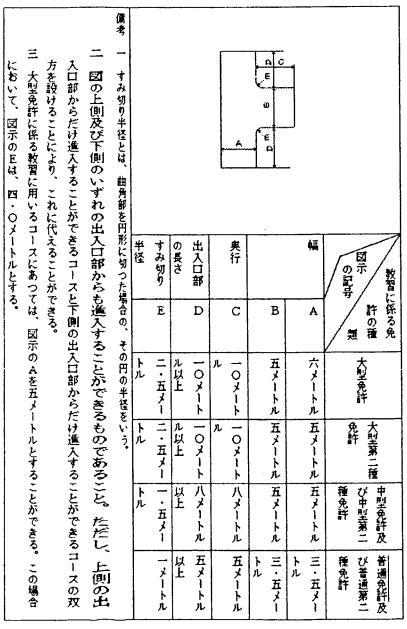
教習に係る免許の種類 ＼ 図示の記号	幅 A	半径 B	弧の長さ C
大型免許及び大型第二種免許	五メートル	一二・二五メートル	円周の八分の三
中型免許及び中型第二種免許	四メートル	一〇メートル	円周の八分の三
準中型免許及び普通免許及び普通第二種免許	三・五メートル	七・五メートル	円周の八分の三
大型二輪免許及び普通二輪免許	二メートル	五・五メートル	円周の八分の三

備考　半径は、図示のCを円周の一部とする円の半径をいい、弧の長さは、その円の円周の八分の三の長さとする。

二　舗装されていること。

方向変換コース

一　教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。



教習に係る免許の種類 ＼ 図示の記号	幅 A	奥行 C	出入口部の長さ D	すみ切り半径 E
大型免許	六メートル	一〇メートル	一〇メートル以上	二・五メートル
大型第二種免許	五メートル	一〇メートル	一〇メートル以上	二・五メートル
中型免許及び中型第二種免許	五メートル	八メートル	八メートル以上	一・五メートル
準中型免許及び普通免許及び普通第二種免許	三・五メートル	五メートル	五メートル以上	一メートル

備考　一　すみ切り半径とは、曲角部を円形に切った場合の、その円の半径をいう。

二　図の上側及び下側のいずれの出入口部からも進入することができるものであること。ただし、上側の出入口部からだけ進入することができるコースと下側の出入口部からだけ進入することができるコースの双方を設けることにより、これに代えることができる。

三　大型免許に係る教習に用いるコースにあつては、図示のAを五メートルとすることができる。この場合において、図示のEは、四・〇メートルとする。

二　舗装されていること。

備考　［同上］